各 位

会 社 名 株式会社ウェルディッシュ 代表者名 代表 取 締 役 社長 小松 周平 (コード番号 2901 東証スタンダード) 問合せ先 経理総務部(電話 03-6277-2308)

第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当の方法により第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記の通りお知らせいたします。

割当予定先との間で、本新株予約権付社債の総数引受契約を締結する予定です。

記

1. 募集の概要

(1) 払込期日	2025年3月21日
(2) 新株予約権の総数	35 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	総額 630,000,000円(社債1個当たり18,000,000
	円)
(4) 当該発行による潜在株式数	1,018,920 株
(5) 調達資金の額	630,000,000円(差引手取概算額:623,000,000円)
(6) 行使価額(又は転換価額)	1株当たり 687円
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法による。
(8)割当予定先	ZUU ターゲットファンド for ウェルディッシュ投
	資事業有限責任組合

2. 募集の目的及び理由

当社は、2024年11月12日にウェルディッシュ中期経営計画を策定し、公表いたしました。2026~2028年度を「成長基盤構築・収益力強化期」と位置付け、商品ラインナップの強化、サービス実施施設の拡大、それらを実現するためのM&A戦略を推進していくことを公表してまいりました。来年度以降それらを実現する上で必要な、長期的・持続的な成長の実現に向けた戦略投資とバランスシートの健全化の両立の観点から、取締役会にて株主のReturn on Equityを最大化するために最適な資金調達手法を検討してまいりました。転換社債は特に株価上昇局面においては、債券が株式に転換されることで普通株式として流通していく特性を持つことから、当社の事業成長期における流動性供給、また、将来のプライム市場への区分変更申請に向けた流通株式比率の拡大も狙いの一つであります。中期経営計画を確実に達成するため、早期に資本コストを低コストに抑えて潤沢な成長資金を確保する一方で、株価下落局面においては既存株主の希薄化を極力抑制することで既存株主に配慮しつつも、必要に応じて柔軟に財務戦略を選択することが

可能な資金調達手法として転換社債が最適と判断しました。ゼロ・クーポンでの発行により、金利負担の最小化を図り、資金を低コストで確保致します。既存株主に配慮し、行使価格は当社株式におけるボラティリティの平準化を目的とした基準株価を採用することで発行債券の割引率を抑え、発行時に発生する株式空売りポジションとなるデルタスワップを無くすことが可能な条件にすることも考慮し、株価へのマイナス影響を十分に軽減する設計にした上で、新株予約権付社債の発行を決議致しました。本資金は、前年度までに発生している複数の借入先への負債返済を行い負債の一本化と支払い金利の低下を目論むことに加え、来年度以降新たに発生する戦略的 M&A 候補先買収資金及び運転資金として当社の成長のために活用いたします。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1)調達する資金の額(差引手取概算額)

払込金額	頃の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	630, 000, 000	7, 000, 000	623, 000, 000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 発行諸費用は、主に、弁護士費用3百万円、第三者算定期間報酬費用2百万円、反社会的勢力調査費用0.2百万円及びその他事務費用(登記費用)等1.8百万円からなります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額百万円については、下表記載の各資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① M&A 資金	300	2025年3月~2027年3月
② 借入金の返済	80	2025年3月~2025年5月
③ 運転資金	243	2025年4月~2026年3月

⁽注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金にて管理する計画です。

<手取金の使途について>

① M&A 資金

当社は、2024年6月27日開催の定時株主総会を以って新しい代表取締役以下、新たな経営体制に入り、管理部門の強化と社内意思決定までのプロセスの明確化を通じたガバナンス体制の強化に加え、事業部門においては市場調査、テストマーケティングを通じた検討期間を設け、商品やサービス開発にフィードバックすることで事業部門の品質向上を追求、シナジー効果の高い企業データを分析してM&Aの事前検討を十分に行うためのソーシングリストの作成など、これまでとは異なる判断基準で事業経営やM&A 先検討を行ってまいりました。その結果、前年度までの連続赤字体質から一転し、2025年3月期第3四半期においては連結営業利益60百万円と前年同四半期の営業損失84百万円から、11期ぶりの営業黒字、35期ぶりの増益を達成しております。また、創業来初めて中期経営計画を策定し、更なる事業拡大及び相乗効果をもたらすM&Aを行うことで事業継続性を向上させ、企業価値の向上を目指して参ることを2024年11月12日開催の中期経営計画に関するオンライン説明会において公表しております。現在、食品業界を取り巻く課題として経営者の高年齢化に伴う後継者不足による事業承継ニーズの拡大があると考えております。当

社は事業シナジーを持つ企業の事業承継含む売却ニーズが出てきた際にいち早くそれらを分析し、中期経営計画を達成するため対象企業が売上高、利益、企業規模といった要件を満たした場合、M&A を実行し効率的な事業拡大を実施するための必要な資金として新たな調達方法を検討してまいりました。当社は2024年6月28日払込の第三者割当増資により新規事業展開、M&A に係る費用として130百万円を調達しているものの、2025年2月19日発表の株式会社カラダノートからの事業譲受や2025年2月20日発表の株式会社グランドルーフとの株式交換に係る諸費用等への充当が予定されていることに加え、これらM&A の施策を強力に実施していくために、更に資金を調達することが必要であると判断いたしました。今般、M&A 資金を新たに300百万円としておりますが、当社の企業規模等から勘案して、M&A 対象となる企業の規模から買収等に際して想定される資金額として妥当であると判断しております。今後これら案件が具体的に決定された場合には、適時適切にお知らせしてまいります。資金の使途について上記の使途以外への充当を決定した場合や、追加の資金の調達等があった場合には、適時適切に開示いたします。

② 借入金の返済

当社は、2020年6月に運転資金に充当することを目的として、ノンバンクから90百万円の借入れを変動金利にて行い、2025年1月末現在の残高は80百万円ほどとなっており、この借入れは毎年6月に金利の見直しが行われております。当初政策金利がマイナス金利時に当社の借り入れ金利が3.60%だったところ、ゼロ金利基準においては現在4.44%まで上昇しており、前回の当社借入変動金利見直し後からこれまでに日本銀行の政策金利がさらに1.5%以上の金利水準に誘導変更したことを見込むと6.0%の水準にて金利支払いが発生していくことになっております。また、2025年夏以降に市場予測されているさらなる政策金利の上昇を踏まえると来年度以降も金利の上昇もやむなく発生することが見込まれるため、早期の返済を実施することで経常利益へのマイナス影響を軽減し、営業キャッシュ・フローの改善をさせていきたいと考えております。資金の使途について上記の使途以外への充当を決定した場合や、追加の資金の調達等があった場合には、適時適切に開示いたします。

③ 運転資金

当社は、前述の通り、新しい代表取締役以下、新たな経営体制に入り、上述の通り、これまでとは異なる経営陣、判断基準で事業経営や M&A を行ってまいりました。医療と健康を基軸とし、食品飲料の販売とサービス及びコスメ・栄養補助食品事業に特化したことで想定以上に大きな収益が得られたことで現在2つの課題解決に向き合っております。1つ目は当社が医療機関及び福祉介護施設向けのサービスを拡大させたことによってクライアントの医療法等に基づく支払いサイトと当社の一般的な商取引における仕入れ等にかかる費用サイトのズレが半月程度あることから売上が拡大すればするほど運転資金が必要となっていることです。2つ目は性質上、先行費用となる新商品開発とそれに伴うプロモーション費用です。中期経営計画にて重点項目の KPI と位置付けている商品開発とそのプロモーションは当社発展のために必要不可欠であります。当社は 2024 年6月 28 日払込の第三者割当増資により運転資金として 60 百万円を調達しており、既に充当を完了しておりますが、これらの要因により 2025 年4月以降の運転資金の増額が必要であると判断いたしました。当社は未だ継続企業の前提に関する疑義注記が付与されている状態であり、その関係から金融機関からの借入れを見込むことが困難であります。そのため、本新株予約権付社債による資金調達を決定しました。また、資金規模については中期経営計画での広告宣伝を伴うマーケティング費用公表値に加えて 2025 年3月期第3四半期までのフードサービスに伴う仕入れ等の費用が月次で70 百万円ほどまで拡大しており、今後これらのサービスを更に拡大できることを見込んでいることか

ら逆算して決定いたしました。

資金の使途について上記の使途以外への充当を決定した場合や、追加の資金の調達等があった場合には、 適時適切に開示いたします。

<新株予約権付社債による資金調達を選択する理由>

当社は、2024 年 11 月にウェルディッシュ中期経営計画を策定致しました。2026~2028 年度を「成長基盤 構築・収益力強化期」と位置付け、商品ラインナップの強化、サービス実施施設の拡大、それらを実現する ための M&A 戦略を推進していくことを公表してまいりました。来年度以降それらを実現する上で必要な、長 期的・持続的な成長の実現に向けた戦略投資とバランスシートの健全化の両立の観点から、取締役会にて株 主の Return on Equity を最大化するために最適な資金調達手法を検討してまいりました。転換社債は特に 株価上昇局面においては、債券が株式に転換されることで普通株式として流通していく特性を持つことから、 当社の事業成長期における流動性供給、また、将来のプライム市場への区分変更申請に向けた流通株式比率 の拡大も狙いの一つであります。中期経営計画を確実に達成するため、早期に資本コストを低コストに抑え て潤沢な成長資金を確保する一方で、株価下落局面においては既存株主の希薄化を極力抑制することで既存 株主に配慮しつつも、必要に応じて柔軟に財務戦略を選択することが可能な資金調達手法として転換社債が 最適と判断しました。ゼロ・クーポンでの発行により、金利負担の最小化を図り、資金を低コストで確保致 します。既存株主に配慮し、行使価格は当社株式におけるボラティリティの平準化を目的とした株価を採用 することで発行債券の割引率を抑え、発行時に発生する株式空売りポジションとなるデルタスワップを無く すことが可能な条件にすることも考慮し、株価へのマイナス影響を十分に軽減する設計にした上で、新株予 約権付社債の発行を決議致しました。本資金は、前年度までに発生している複数の借入先への負債返済を行 い負債の一本化と支払い金利の低下を目論むことに加え、来年度以降新たに発生する戦略的 M&A 候補先買収 資金及び運転資金として当社の成長のために活用いたします。

新株予約権付社債とすることのメリットといたしましては、普通社債と比較して低利調達ができ、株価が上昇した際は株式に転換されることで返済義務がなくなることが挙げられます。株価が上昇した際は既存株主が保有する株式価値も上昇するため、既存株主に配慮した上で企業側も低コストで潤沢な成長資金を確保できます。この結果、前年度まで15%以上を推移していた当社の加重平均資本コスト(WACC)を7%程度まで下げることで財務体質の改善と将来のキャッシュフローの現在価値向上に努めてまいります。デメリットとしては、当社が予実通りに事業成長を実現することができず、企業価値が高まらなかった場合に株式に転換されることがなく負債として返済義務を負うことで将来の財務基盤にマイナスの影響をもたらす可能性があることです。

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当により調達した資金を、上記「3.調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当し、財務基盤の強化及び事業の更なる成長を目指して まいります。

その結果、当社が今後も継続し、また成長を続けていくために行う M&A、マーケティングといった戦略の実現や、財務内容が改善することによる企業価値及び当社の中長期的な株主価値の向上、並びに既存株主の皆様の利益拡大が図られることにより得られる効果は本第三者割当による株式の希薄化を上回るもの

になると考えており、本第三者割当の資金使途については合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当により発行する本新株予約権付社債の発行価額につきましては、割当予定先との協議を 重ねた結果、額面 20,000,000 円あたり、18,000,000 円といたしました。また本新株予約権の転換価額 は発行決議日の前日における東京証券取引所の当社普通株式の終値の91%に相当する金額687円(1円 未満切り上げ)としております。これは発行決議日の直前取引日の終値に対し9%のディスカウント(小 数点以下第3位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算につ いて同様に計算しております。)、発行決議日の直前取引日までの1ヶ月間(2025 年1月 26 日から 2025 年2月 25 日)の終値の単純平均値 772 円(円未満切捨て)に対し 11.01%のディスカウント、3ヶ月間 (2024年11月26日から2025年2月25日)の終値の単純平均値757円(円未満切捨て)に対し9.24%の ディスカウント、6 ヶ月間(2024 年8月 26 日から 2025 年2月 25 日)の終値の単純平均値 652 円(円未満 切捨て)に対し 5.37%のプレミアムとなっております。上述の通り、当社は現在継続企業の前提に関す る疑義注記が付与されている状況であるため、ノンバンクが提示するクレジットスプレッドを鑑みると 440bps を超える水準となってしまい、そのまま債券価値の割引率に反映させると大幅なディスカウント 発行となってしまいます。そこで、当社は割当予定先と議論を重ね、発行決議日の前日株価から有利発 行とならない10%未満(日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしていわゆる有 利発行に該当しない水準)の割引を固定行使価格に対して行うことで新株予約権自体に価値を持たせて おります。その結果、新株予約権付社債の価値を高めることで資本調達コストを年間 3.33%まで低下さ せることを実現しました。これは現在当社がノンバンクから受けている借入金利よりも1%程度低く、次 回の見直しによる新たな借入金利と比較して2%以上低い水準でございます。また外部評価機関である 株式会社プルータス・コンサルティングが行ったモンテカルロ・シミュレーションによる転換価額の算 定は、評価基準日:2025 年 2 月 25 日、金利: 0 %、株価:754 円、転換価額:687 円、年限:約 3 年、 無リスクレート: 0.887%、ボラティリティ: 44.96%、配当利回り: 0%、割引率: 4.87%、割当先の 行動は割当日から1ヶ月経過後以降、株価が転換価格を上回っている場合、随時普通株式への転換を行 い、取得した株式を市場において売却するものとし、売却にあたっては市場への影響を考慮し、1 日に 売却する株式数を 9,000 株と想定して試算した結果 89.98%、すなわち額面 20,000,000 円に対して 17,996,000 円と評価されましたが、割当予定先からは当社へ高い経営力評価を頂き、その期待値から、 3年間で6bps(年率2bps)上回る価格で本新株予約権社債の引受を頂くこととなっております。した がって本新株予約権付社債の発行価額は、非常に低廉かつ合理的に調達できるものであると考えており ます。かかる本新株予約権付社債の発行価額は、会社法第199条第3項に規定される割当予定先にとっ て特に有利な金額に該当しないと考えられること等から、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当 な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会から、払込金額が割当を受ける者に対して特に有利ではないと当社が判断した過程は合理的であり、法令に違反する重大な事実は認められず、かかる判断については適法である旨の見解を書面により取得しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が転換価額 687 円によりすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数は 1,018,920 株、議決権数は 10,189 個です。これに 2024 年 9 月 13 日に実施された第三者割当増資により発行された当社普通株式の数 261,700 株を加算した合計数は 1,280,620 株、議決権数は 12,806 個です。これは、2024 年 9 月 30 日現在の当社の潜在株式数を含まない発行済株式総数 17,557,400 株から 2024 年 9 月 13 日に実施された第三者割当増資により発行された当社普通株式の数 261,700 株を減算した 17,295,700 株に対する希薄化率 7.40%に相当し、同日の議決権総数 175,541 個から 2024 年 9 月 13 日に実施された第三者割当増資により増資した議決権数 2,617 個を減算した 172,924 個に対する希薄化率 7.41%に相当します。当社株式の過去 6 か月間の 1 日あたりの出来高は 159,700 株となっており、同 3 ヶ月平均は 168,000 株となっているため、外部評価機関による評価算定の元となっている出来高平均 90,000 株想定と比較すると先述のそれぞれが算定元変数よりも 1.77 倍、1.87 倍と大きな値となっているため一定の流動性を有しております。また、行使期間である 2 年 11 ヶ月間(1085日)で行使売却するとした場合の 1 日当たりの数量は 940 株となり、上記 1 日当たりの出来高の 0.59%、過去 3 か月間の同出来高の 0.56%程度となり、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

以上のことから、本新株予約権付社債の発行による株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与えるものではなく、合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

1	名称	ZUU ターゲットファン	ド for ウェルディッシュ投資事業有限責任組	
		合		
2	所在地	東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森タワー46F		
3	設立根拠等	投資事業有限責任組合	契約に関する法律	
4	組成目的	特定企業への投資		
(5)	組成日	2025年1月22日		
6	出資の総額	500 百万円 (予定)		
7	出資者	ZUU Funders 株式会社、株式会社ユニコーン他		
8	出資比率	・無限責任組合員2名(ZUU Funders 株式会社 0.16%、株式会社ユニ		
		コーン 0.16%) 0.32%		
		・個人(資産管理会社含む)9名 75.67%		
		・適格機関投資家 2 名(法人 1 名・個人 1 名) 9.16%		
		・事業法人1名 14.85%		
		合計 14 名		
9	業務執行組合員の概要	(A) ZUU Funders 株式会社		
		所在地	東京都港区麻布台一丁目3番1号	
			麻布台ヒルズ森タワー46F	
		代表者の役職・氏名	代表取締役 冨田 和成	

	事業内容	投資事業	
	資本金	10 百万円	
	(B) 株式会社ユニコーン		
	所在地	東京都新宿区西	新宿 7-1-12
		クロス オフィス	新宿
	代表者の役職・氏名	代表取締役 安田 次郎	
	事業内容	株式投資型クラウドファンディング、	
		投資事業	
	資本金 310 百万円		
⑩ 当社との関係	当社と割当予定先との間の関係		該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員	との間の関係	該当事項はありません。

(注) 1. 割当予定先の概要は、2025年1月22日現在の内容であります。

2. 第三者割当機関である株式会社第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(所在地:東京都港区赤坂2丁目16番6号、代表者:羽田寿次)の調査により、ZUUターゲットファンド for ウェルディッシュ投資事業有限責任組合が本新株予約権付社債の割当に対して行う投資に関して、ゼネラル・パートナーとして参画している ZUU Funders 株式会社(東京都港区麻布台一丁目3番1号麻布台ヒルズ森タワー46F、代表取締役 冨田和成)及び株式会社ユニコーン(東京都新宿区西新宿7-1-12 クロスオフィス新宿、代表取締役 安田次郎)について、反社会的勢力との関係性を示す情報は確認されなかったとの報告を受けており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。またリミテッド・パートナーすべての者についても、株式会社ユニコーンより、反社会勢力との関係性を示す情報は確認されなかったとの報告を受けており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。以上により、当社は、割当予定先は反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

本新株式予約権付社債の割当予定先として、ZUUターゲットファンド for ウェルディッシュ投資事業有限責任組合を選定した理由は、以下のとおりです。2026~2028年度を「成長基盤構築・収益力強化期」と位置付け、商品ラインナップの強化、サービス実施施設の拡大、それらを実現するためのM&A戦略を推進していくことを公表してまいりました。来年度以降それらを実現する上で必要な、長期的・持続的な成長の実現に向けた戦略投資とバランスシートの健全化の両立の観点から、上述の通り、既存株主のReturn on Equityを最大化するための最適な資金調達手法を検討してまいりました。複数の投資家及び証券会社から新株予約権付社債のご提案を頂いておりました。その協議の中で、当社の経営方針をご理解いただき、第三者機関による評価価格(89.95%)よりも高い価格(90.00%)でご提案頂いた事に加え、既存株主への配慮及び市場との対話能力を持つプロフェッショナルなトレーディング技術を有する相手であること及び当社の資金調達が確実に実施できる実績があることを重視して、割当予定先として選定いたしました。

割当予定先は、国内外で金融事業を行ういわゆる投資ファンドです。当社代表取締役社長である小 松周平氏が海外でポートフォリオマネージャーとして運用業務に従事していた時、UBS のプライムブ ローカレッジ部門の担当者を通じて、当時野村證券株式会社のプライベートバンキング海外部門の優秀なバンカーとして活躍されていた現株式会社 ZUU 代表取締役社長冨田和成氏と出会いました。冨田氏は小松氏よりも先に日本に帰国し、株式会社 ZUU を上場企業として成長させるまでに至る活躍をされており、2023 年 12 月には ZUU グループの投資銀行チームと小松氏とのミーティングの場をもうけていただきました。その後、2025 年 1 月、本調達を検討する際に ZUU グループの投資銀行チームに連絡を取り相談したところ、上場会社へのファンドでの支援事業の取り組みに対する実績をご紹介いただきました。株式会社 ZUU グループは、挑戦者と応援者を繋ぐ資金提供と成長支援を行っており、組成するターゲットファンドを通じて、企業(挑戦者)には ZUU 単独では提供できないまとまった資金供給を、投資家(応援者)には魅力的な投資機会を提供する活動を、投資家にはリスク・リターンを十分にご説明した上で行っています。

他投資家及び証券会社同様に、ZUU グループの投資銀行チームに対して、今回の資金調達の必要性 や当社の今後の成長戦略をお話ししましたところ、上述の通り、特に当社の将来性にご理解が得られ たため ZUU ターゲットファンド for ウェルディッシュ投資事業有限責任組合の設立及び投資に向け 具体的な引き受けに向けた協議を進めてまいりました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先からは、市場動向を鑑みながら中長期的に保有し、株価や流動性と照らし合わせて売却していく方針であることを口頭で確認しております。

(4) 割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容

本新株予約権付社債に係る払込みに要する財産の存在について、割当予定先であるファンドは出資者からの払込みによって本新株予約権付社債に係る払込みに必要な資金を調達する旨、割当先の担当者より電子メールにて報告を受けております。

なお、当社は、割当予定先に対する出資者による出資申込に関する証憑及び入金証明書を本届出書の効力発生日までに共有する旨の 2025 年 2 月 21 日付確約書を受領しております。

当社は、割当予定先の出資者については、割当予定先であるファンドが適格機関投資家等特例業務の届出に基づいて組成されているため、出資者がこの特例業務の対象となるか、主に金融資産1億円以上であること等を確認しており、また、出資契約書の締結の際に出資者より背景資産などの自己申告を受けることで、出資に要する資金を保有していることを確認している旨、割当先の担当者より電子メールにて報告を受けております。

以上から、当社は本新株予約権付社債に係る払込金額の払込みに支障はないと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(2024年9月30日現在)		募集後	
辛澤	24.9%	辛澤	24.9%
アクティブマーケット1号投資事業有限責	10.00/	アクティブマーケット1号投資事業	12 60/
任組合	13.6%	有限責任組合	13.6%
CITIBANK HONG KONG PBG CLIENTS	9.4%	CITIBANK HONG KONG PBG CLIENTS	9.4%

H.K. (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ		H.K. (常任代理人シティバンク、	
東京支店)		エヌ・エイ東京支店)	
INTERACTIVE BROKERS LLC		INTERACTIVE BROKERS LLC	
(常任代理人インタラクティブ・ブローカー	8.0%	(常任代理人インタラクティブ・	8.0%
ズ証券(株)		ブローカーズ証券(株)	
間野賢治	5.7%	間野賢治	5. 7%
MONEX BOOM SECURITIES (H. K.)		MONEX BOOM SECURITIES (H.K.)	
LIMITED—CLIENTS' ACCOUNT	4.1%	LIMITED—CLIENTS' ACCOUNT	4.1%
(常任代理人マネックス証券㈱)		(常任代理人マネックス証券(株))	
石垣裕義	4.0%	石垣裕義	4.0%
レアルプラス侑	3.4%	レアルプラス街	3.4%
㈱石垣共栄会	1.9%	㈱石垣共栄会	1.9%
石垣靖子	1.2%	石垣靖子	1.2%

8. 今後の見通し

今回の第三者割当の方法による本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行が当社グループの今期の業績 に与える影響は軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行は、①希釈化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権のすべてが行使され、かつ本新株予約権付社債のすべてが普通株式に転換された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
連結売上高	2,412 百万円	2,975 百万円	2,015 百万円
連結営業利益	△106 百万円	△133 百万円	△121 百万円
連結経常利益	△118 百万円	△145 百万円	△169 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	△158 百万円	△115 百万円	△351 百万円
1株当たり連結当期純利益	△13.30 円	△8.06 円	△24.58 円
1株当たり配当金	_	_	_
1株当たり連結純資産	17.70 円	9.14 円	△5.01 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2024年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	17, 557, 400 株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)に	1,839,900 株	10.5%

おける潜在株式数

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
始値	139 円	135 円	177 円
高値	218 円	197 円	256 円
安値	123 円	130 円	135 円
終値	134 円	177 円	152 円

② 最近6か月の状況

	2024年9月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月
始値	327 円	410 円	770 円	815 円	750 円	761 円
高値	466 円	767 円	997 円	849 円	808 円	836 円
安値	327 円	397 円	621 円	696 円	700 円	715 円
終値	414 円	755 円	815 円	750 円	750 円	754 円

(注) 2025年2月の株価については、2025年2月25日現在で表示しております。

③ 発行決議前日における株価

	2025年2月25日現在
始値	724 円
高値	754 円
安値	715 円
終値	754 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当増資

払込期日	2021年3月29日
調達資金の額	450, 007, 000 円
発行価額	1 株につき 103 円
募集時における発行済株式数	7, 068, 300 株
当該募集による発行株式数	4, 369, 000 株
募集後における発行済株式総数	11, 437, 300 株
割当先	辛 澤
発行時における当初の資金使途	①ベジタリア株式会社(所在地:東京都渋谷区桜丘町26番
	1号、代表取締役:小池聡)の新株予約権付社債取得資金
	(100 百万円)
	②借入金の返済資金
	(1)りそな銀行(21 百万円)
	(2)セゾンファンデックス (3百万円)

	(3) 石垣裕義 (20 百万円)
	③運転資金(275 百万円)
発行時における支出予定時期	①2021 年 3 月
	②(1)2021 年3月~2022 年10 月
	(2)2021 年3月~2022 年10 月
	(3)2021 年3月
	③2021 年3月~2022 年10 月
現時点における充当状況	上記の支出予定時期に全額充当済み。

第三者割当増資

2022年2月3日
345, 866, 400 円
1株につき 121円
11, 437, 300 株
2,858,400 株
14, 295, 700 株
SINO PRIDE VENTURES LIMITED: 2,268,400株
レアルプラス有限会社:590,000 株
新規事業展開、M&A 及び資本・業務提携に係る費用 (332
百万円)
2022年2月~2023年3月
上記の支出予定時期に全額充当済み。

第三者割当増資

払込期日	2024年6月28日
調達資金の額	200, 000, 000 円
発行価額	1株につき 100円
募集時における発行済株式数	15, 295, 700 株
当該募集による発行株式数	2,000,000 株
募集後における発行済株式総数	17, 295, 700 株
割当先	アクティブマーケット1号投資事業有限責任
発行時における当初の資金使途	① 新規事業展開、M&A に係る費用(130 百万円)
	② 運転資金 (60 百万円)
発行時における支出予定時期	① 2024年7月~2026年3月
	② 2024年7月~2025年3月
現時点における充当状況	① 資金使途への充当額はありません。支出するまでの間
	は、当社口座にて管理しております。
	② 上記の支出予定時期に全額充当済み。

11. 発行要綱

別紙をご参照ください。

以上

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項

1. 募集社債の名称

株式会社ウェルディッシュ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 募集社債の総額

金 700,000,000 円

3. 各募集社債の金額

金20,000,000円の1種

4. 払込金額

各本社債の金額 20,000,000 円につき金 18,000,000 円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5. 本新株予約権付社債の券面

無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。

なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本新株 予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

本社債には利息を付さない。

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

2025年3月21日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2025年3月21日

10. 募集の方法

第三者割当ての方法により、ZUU ターゲットファンド for ウェルディッシュ投資事業有限責任組合に全額を割り当てる。

11. 本社債の償還の価額、方法及び期限

- (1) 本社債は、2028 年 3 月 20 日に、その総額を本社債の金額 20,000,000 円につき金 20,000,000 円で償還する。但し、繰上償還に関しては、本項第(3)号及び第(4)号に定めるところによる。
- (2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 組織再編行為による繰上償還

当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割(吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、「組織再編行為」という。)につき公表し、又は当社株主総会で承認決議した場合で、本新株予約権付社債権者の書面による請求があった場合には、当該請求日の翌銀行営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 20,000,000 円につき 20,000,000 円で償還する。

(4) 上場廃止等による繰上償還

当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、本新株予約権付社債権者から書面による請求、又は当社から本新株予約権付社債権者に対する償還決定の通知があった場合には、当該請求日又は通知日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 20,000,000 円につき 20,000,000 円で償還する。

12. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計35個の本新株予約権を発行する。

- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
 - ① 種類

当社普通株式

② 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社 普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、 行使請求に係る本社債の額面金額の総額を第(4)号③に定める転換価額で除して得られる最大の整数 とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

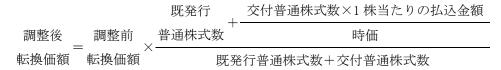
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
 - ① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産 当該本新株予約権に係る本社債
 - ② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。
 - ③ 転換価額

当初 2025 年 2 月 26 日(本新株予約権付社債の発行決議日。以下、「発行決議日」という。)の前日にお

ける東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の 91%に相当する金額(1円未満切り上げ)(以下、「決定日価額」という。)とする。但し、転換価額は下記⑤の規定に従って調整される。

④ 転換価額の修正転換価額の修正は行わない。

- ⑤ 転換価額の調整
 - (イ)当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(ロ)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。



- (ロ) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、 次に定めるところによる。
- (a) 下記(二)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる証券又は権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (b) 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (c) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(=)(b)に定める時価を下回る対価(本(□)(e)に定義する。以下同じ。)をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合 (無償割当ての場合を含む。)、又は下記(=)(b)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(d) 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と 引換えに下記(=)(b)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合 調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下、「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に上記(e)による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の下記(=)(c)に定める既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、当該超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の下記(=)(c)に定める既発行普通株式数を超えない場合は、本(d)の調整は行わないものとする。本(d)における「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式の総数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に、本(n)又は下記(ホ)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該転換価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式の方ち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- (e) 本(p)における対価とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- (f) 普通株式の併合をする場合 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。
- (g) 本号(a)乃至(c)の各取引において、各取引にかかる基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(a)乃至(c)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整後の転換価額の適用日以降において、次の算出方法により、当社普通株式を追加交付する。

 株式数 =
 調整前 - 調整後 転換価額 - 転換価額
 × 調整前転換価額により 転換価額

当該期間内に交付された株式数

調整後転換価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (n) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が 0.1 円未満にと どまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、 転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこ の差額を差し引いた額を使用する。
- (a) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (b) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。
 - (c) 転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、各取引に係る基準日がある場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とし、当該転換価額の調整前に、上記(ロ)又は下記(お)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。転換価額調整式で使用する「1 株当たりの払込金額」は、上記(ロ)(a)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、上記(ロ)(b)及び(f)の場合は0円とし、上記(ロ)(c)及び(d)の場合は上記(ロ)(e)で定める対価の額とする。
- (ホ)上記(ロ)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
 - (a) 会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (b) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を 必要とするとき。
 - (c) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく転換価額の調整に際して、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (A) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(ロ)(g)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間は、2025年4月1日から2028年3月20日まで(以下、「行使請求期間」という。) とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。

- ① 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日
- ② 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日
- ③ 当社が、第11項第(3)号及び第(4)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日 以降
- ④ 当社が、第14項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降

(6) 本新株予約権の行使の条件

- ① 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 本社債が償還された場合には、本社債に付された本新株予約権を行使することはできないものとし、 当社が本新株予約権付社債を買い入れ当該本新株予約権付社債に係る社債部分を消却した場合にお ける当該本社債に付された本新株予約権についても同様とする。
- (7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の 定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の 端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額よ り増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求の方法

- ① 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に第19項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。
- ③ 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株 予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権が付された本社債について弁済期が到来 するものとする。

(10) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社 名義からの振替によって株式を交付する。

13. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内

容とされたものをいう。

14. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。
 - ① 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができなかったとき。
 - ② 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができなかったとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができなかったとき。
 - ③ 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
 - ④ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (2) 当社が第 11 項、第 12 項第 (4) 号⑤、同項第 (11) 号又は第 13 項の規定に違背し、3 銀行営業日以内にその履行がなされない場合、本新株予約権付社債権者は、その判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができる。

15. 社債管理者

本新株予約権付社債に、社債管理者は設置しない。

16. 元金支払事務取扱場所(元金支払場所)

株式会社ウェルディッシュ東京都港区白金台5丁目18番9号

17. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に 別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に書面により通知する 方法によることができる。

18. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の 社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債権者と当社との間で特段の合意が無い限り、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債

権者集会の招集を請求することができる。

19. 行使請求受付場所

【請求先】

株式会社ウェルディッシュ 常務取締役管理本部長 小西 一幸 postmaster@ishigakifoods.co.jp 03-6277-2308

20. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

21. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上